

**改正**

平成26年3月20日規則第7号

鏡石町上下水道事業運営審議会運営規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、鏡石町上下水道事業運営審議会条例（平成16年鏡石町条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鏡石町上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(議席の決定)

**第2条** 委員の議席は、抽選によってこれを定め、番号を付することとし、在任期間は同一番号を使用することとする。

(付議事項等の通知)

**第3条** 会長は、審議会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(議事の整理)

**第4条** 会長は、会議の議長として議場の秩序を保持し、議事を整理して会議を総理する。

(会議録)

**第5条** 会長は、会議について会議録を作成しなければならない。

2 会議録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、会長が指名した2人以上の委員が会長とともに署名しなければならない。

3 会議録は、上下水道課において作成する。

(関係職員の説明等)

**第6条** 会長は、関係職員に対し説明又は資料の提出を求めることができる。

2 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、関係職員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。

(鏡石町下水道事業運営審議会運営規則の廃止)

2 鏡石町下水道事業運営審議会運営規則は、廃止する。

(審議会の会議の召集に伴う付議事項等の通知の特例)

3 条例第4条第1項に定める会長及び副会長の互選前における審議会の会議の召集について付議事項等を通知するときは、第3条の定めにかかわらず町長が付議事項等を通知することができる。

**附 則** (平成26年3月20日規則第7号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。